

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

「リバーリバイブ みよし」三次水環境再生計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

三次市

3 地域再生計画の区域

三次市の全域

4 地域再生計画の目標

本市は中国地方のほぼ中心に位置し，東西を結ぶ中国縦貫自動車道や山陽・山陰を結ぶ国道やJRが交差し，中国地方の経済・産業・生活を支える拠点都市となっている一方，下流市町村の水源となっている江の川をはじめとして神野瀬川，西城川，馬洗川などが市内を流れ合流している。特に，西城川と馬洗川が合流する地点においては川魚の「鮎」を活かした約430年の歴史を持つ鵜飼が毎年夏の3ヶ月間行われ，鵜飼を見るための鵜船乗船者は昨年で5,300人にも上り重要な観光資源となっている。

また春には鮭の稚魚を放流するイベントや河川堤防敷で開催されるマラソン大会，広い川原の親水公園整備など，日頃から水に親しむ機会を提供し，川に密接した観光・イベントが盛んに行われる「川のまち」として歩んでいる。

また，山間地域にあることなどから，人口は昭和60年以降少しずつ減少している。反面，世帯数は増加傾向にあることから核家族が進行している。65歳以上の高齢者の比率は県内でも高く，高齢化率も進んでいる。このことを反映し，15歳未満の年少人口比率は減少していることから少子化も進んでいる状況にある。

一方，平成16年度末現在の住民基本台帳人口60,603人に対して，污水处理対象人口は約26,000人（污水处理施設整備率43%）であり，生活環境の向上に加え，川の環境保全，下流市町村の水源としての役割からも污水处理施設整備は市全体の課題となっている。

本計画は，社会基盤施設である污水处理施設整備を進めることにより，良好な居住空間の形成と水環境の保全による川の再生（リバーリバイブ）を促進し，観光や親水といった川との係わりを深め，「鵜飼」「親水マラソン」「カヌー」などの漁労・観光の「資源」としての川を活用し，経済・産業・生活の地域発展（再生）を目的とするものである。

- ・ 汚水処理施設整備を促進し，三次市全域の生活環境向上を目指す。
- ・ 水環境の保全による「川の再生（リバーリバイブ）」を促進する。

【目 標】

汚水処理施設整備率を 5 年間（平成 17～21 年度）で 43.65%（約 13,000 人増加）に向上させる。

5 目標を達成するために行う事業

5.1 全体の概要

本市における汚水処理施設の整備は，都市計画・集落の連担性などを勘案して，公共下水道・農業集落排水・浄化槽設置事業を各地区で実施している。

公共下水道は，三次地区・三良坂地区・吉舎地区・布野地区・甲奴地区で下水道法に基づく事業認可を受けて実施されており，未整備となっている管渠・処理場整備を本計画で行う（三次地区は現在変更認可協議中の区域を含む）。

農業集落排水は，事業計画を実施している神杉地区・上山地区・下羽出庭地区の未整備施設（管渠，処理場）の整備を行う。

浄化槽設置は，集合処理区域以外の区域において，市町村設置型，個人設置型の浄化槽設置を行う。

5.2 法第 4 章の特別の措置を適用して行う事業

汚水処理施設整備交付金を活用する事業

〔事業主体〕

広島県三次市

〔施設の種類〕

公共下水道，農業集落排水，浄化槽

〔事業区域〕

公共下水道：三次市 三次地区・三良坂地区・吉舎地区・布野地区・甲奴地区

農業集落排水：三次市 神杉地区・上山地区・下羽出庭地区

浄化槽

市町村設置型：三次市 君田地区及び布野地区，三和地区の集合処理区域以外の区域

個人設置型：三次市 布野地区，君田地区を除く集合処理区域以外の区域

〔事業期間〕

公共下水道	平成 17 年度～平成 21 年度
農業集落排水	平成 17 年度～平成 18 年度
浄化槽	平成 17 年度～平成 21 年度

〔整備量〕

公共下水道	： 150～ 450，L = 78,000m	処理場 4 ヶ所
農業集落排水	： 交付金 L = 3,000m	
	単独費 L = 3,600m	処理場 2 ヶ所

浄化槽

市町村設置型	： 220 基
個人設置型	： 1,000 基

〔事業費〕

公共下水道	： 6,025,310 千円（内国費 2,819,360 千円，単独費 496,690 千円）
農業集落排水	： 715,090 千円（内国費 201,495 千円，単独費 312,100 千円）

浄化槽

市町村設置型	： 243,800 千円（内国費 80,900 千円，単独費 1,100 千円）
個人設置型	： 600,000 千円（市上乘分含む）（内国費 144,000 千円）

合計： 7,584,200 千円（内国費 3,245,755 千円，単独費 809,890 千円）

5 3 その他の事業

汚水処理施設連携整備事業実施計画を事業期間平成 16 年から平成 20 年度までとして国土交通省・農林水産省・環境省認定のうえ策定している。この計画は汚水処理を計画的に推進するため，三次市の旧三次市の区域を対象として，都市部を公共下水道事業，農村部を農業集落排水事業及びこれらの計画区域外を浄化槽設置整備事業として促進することにより，市の都市機能のさらなる充実や貴重な生活・観光資源である河川の環境保全を図ることとしている。

市主催・共催事業

- ・ 桜杯カヌー大会（4 月）

「江の川カヌー公園さくぎ」の川開きと位置づけ江の川に親しむ幕開けのカヌー大会をはじめ，水辺のコンサート，写真作品展示・淡水魚の放流，

河川美化活動を行っている。

- ・ 江の川親水マラソン（４月）

江の川に親しみ，ふれあいながらふる里の川を再発見の機会を提供するとともに，楽しい健康づくり，体力づくりを進めることを目的として，毎年４月，２種目のマラソンを開催している。

- ・ みよしの鵜飼い（６～８月）

水に潜って魚を捕らえる鵜の習性を利用した古代からの漁法で，烏帽子，腰みの姿の鵜匠による手綱さばきに操られる鵜が鮎を捕まえる様子を鵜船と併走する遊覧船で間近に見られる。

- ・ 江の川夏祭り（７月）

作木の自然を生かしたスポーツを通じ，都市部住民との交流を深めながら，観光振興・楽しみの場の創出を趣旨とした「たらいこぎレース」を行っている。

- ・ 馬洗川まつり（７月）

地域自治会活動として自治会地域の中央を流れる馬洗川の河川敷広場を中心に河川清掃やいかだ下りを行うことにより地域の連帯を深めている。

- ・ 川魚の里愛護会事業（通年）

三次市吉舎町の馬洗川河川敷の「川魚の里公園」を地元愛護団体が中心となって年数回の草刈や環境美化活動を行っている。

- ・ ラブリバー制度による事業（通年）

ラブリバー制度のもと河川敷の整備が進み，地域と一体となって魅力ある水辺空間を作ることを目的として，ボランティアによる美化活動を展開している。

6 計画期間

認定の日から平成 22 年 3 月 31 日まで

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

計画終了後に，４に示す数値目標に照らし，状況を調査・評価する。

8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当無し

（添付資料）

図面，工程表